

令和7年 死亡災害の概要

神 奈 川 労 働 局
令和7年3月末速報

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発 生 概 要
1	1月 13時頃	道路貨物運送業 10人～19人 35歳～39歳	その他の一般動力 機械 墜落、転落	客先の工場において、被災者が運搬する機械の解体作業を行うため、機械の上に乗し、レバーブロックを使い、機械の上部と下部を分離させる操作をしていたところ、バランスを崩し切り離れた機械とともに、約5メートルの高さから墜落し死亡した。
2	1月 8時頃	医療保健業 300人～ 55歳～59歳	その他の一般動力 機械 はさまれ、 巻き込まれ	被災者が洗浄室において、洗浄機で使用した器具を洗浄していたところ、槽に設けられたリフター（モーターとローラーチェーンによって昇降する）の枠と装置を構成する枠（アングル材）との間に挟まれて死亡した。当日は一人作業であった。
3	2月 9時頃	建築工事業 ～9人 40歳～44歳	コンベア はさまれ、 巻き込まれ	ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事のためにコンベヤーカバーの荷卸し作業に従事していた被災者が作業中に行方不明となり、翌日、係留中であった貨物船の石炭船倉内から発見され、死亡が確認された。
4	3月 3時頃	道路貨物運送業 ～9人 55歳～59歳	トラック 交通事故（その他）	トラックを運転して、片側3車線の港湾道路（道交法の適用を受けない私道）の第2通行帯を走行していたところ、第1通行帯に停めていた海上コンテナが乗ったシャーシの後部右角に、トラック左前部から追突したものの。
5	3月 16時頃	道路貨物運送業 100人～299人 30歳～34歳	トラック 交通事故（道路）	集配のため下り坂をトラックの前方を下り方向にして停車させ、エンジンを切り、輪止め設置しようとしたところ、トラックが逸走し20mほど下り坂を走行し横転した際に、トラックを追いかけていた被災者が横転したトラックの側面と地面にはさまれたもの。
6	3月 14時頃	建築工事業 10～19人 35歳～39歳	建築物・構築物 飛来・落下	住宅解体工事現場において、高さ2.4mのコンクリート塀の取り壊しの作業を行うため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塀を分割していたところ、塀の上部が倒れ、飛散防止のため近傍でコンパネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡した。
7	3月 15時頃	土木工事業 ～9人 35歳～39歳	不整地運搬車 墜落・転落	河川改修工事にて、被災者が、不整地運搬車を操作し土のうを運搬していたところ、護岸脇の通行路より河川側の段差（高さ約1メートル）を落下し死亡したものの。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。